

重要事項説明書

(通所リハビリテーション)

利用者 : 様

医療法人社団 創生会
花憩庵デイケアセンター

[令和6年6月1日 現在]

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 (0197-42-5001) (月～金曜日 9:00～17:00)

責任者 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. デイケアセンターの概要

(1) 事業所の所在地及びサービス提供地域

事業所名	花憩庵デイケアセンター
所在地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦46番地1
事業所の指定番号	通所リハビリテーション (岩手県 0312510522)
サービスを提供する実施地域	金ヶ崎町、奥州市、北上市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

区分	資格	人員数	職務内容
管理 者	医師	1名	従業者及び業務の管理
機能訓練 指 導 員	作業療法士 理学療法士 看護師	1名以上	リハビリテーション実施計画の作成とリハビリテーションの提供
介護職員	介護福祉士ほか	4名以上	介護及びその他のリハビリテーションの提供

(3) 施設の概要

定員	40名	静養スペース	2床
食堂兼機能訓練室	192.68 m ²	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽	送迎車	7台

(4) 営業日：月曜日から土曜日までとする。(12月30日から1月3日を除く)

(5) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(6) サービス提供時間：午前9時30分から午後4時までとする。

3. 運営方針

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者的心身の機能の維持回復に努めます。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービス内容

通所リハビリテーション計画に沿って、次のサービスを行います。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴サービス

- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 居宅と事業所間の送迎
- (6) リハビリマネジメント

5. 利用料金

(1) 基本料金

ご利用時間	要介護度	ご利用者様負担額（日額）		
		1割	2割	3割
1時間以上2時間未満	要介護1	369円	738円	1,107円
	要介護2	398円	796円	1,194円
	要介護3	429円	858円	1,287円
	要介護4	458円	916円	1,374円
	要介護5	491円	982円	1,473円
2時間以上3時間未満	要介護1	383円	766円	1,149円
	要介護2	439円	878円	1,317円
	要介護3	498円	996円	1,494円
	要介護4	555円	1,110円	1,665円
	要介護5	612円	1,224円	1,836円
3時間以上4時間未満	要介護1	486円	972円	1,458円
	要介護2	565円	1,130円	1,695円
	要介護3	643円	1,286円	1,929円
	要介護4	743円	1,486円	2,229円
	要介護5	842円	1,684円	2,526円
4時間以上5時間未満	要介護1	553円	1,106円	1,659円
	要介護2	642円	1,284円	1,926円
	要介護3	730円	1,460円	2,190円
	要介護4	844円	1,688円	2,532円
	要介護5	957円	1,914円	2,871円
5時間以上6時間未満	要介護1	622円	1,244円	1,866円
	要介護2	738円	1,476円	2,214円
	要介護3	852円	1,704円	2,556円
	要介護4	987円	1,974円	2,961円
	要介護5	1,120円	2,240円	3,360円

ご利用時間	要介護度	ご利用者様負担額（日額）		
		1割	2割	3割
6時間以上7時間未満	要介護1	715円	1,430円	2,145円
	要介護2	850円	1,700円	2,550円
	要介護3	981円	1,962円	2,943円
	要介護4	1,137円	2,274円	3,411円
	要介護5	1,290円	2,580円	3,870円
7時間以上8時間未満	要介護1	762円	1,524円	2,286円
	要介護2	903円	1,806円	2,709円
	要介護3	1,046円	2,092円	3,138円
	要介護4	1,215円	2,430円	3,645円
	要介護5	1,379円	2,758円	4,137円

- ① 上記の料金は通常規模型通所リハビリテーション費の単価となります。
- ② 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。
- ③ 食費は日額700円（昼食代600円、おやつ100円）となります。

（2）加算等

加算名称	ご利用者様負担			算定回数等
	1割	2割	3割	
入浴介助加算（Ⅰ）	40円	80円	120円	1日につき
入浴介助加算（Ⅱ）	60円	120円	180円	1日につき
重度療養管理加算	100円	200円	300円	1日につき
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	1月につき
同一建物減算	-94円	-188円	-282円	1日につき
送迎減算	-47円	-94円	-141円	片道につき
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	1回につき
サービス提供体制加算Ⅲ	6円	12円	18円	1回につき
介護職員等待遇改善加算Ⅱ	介護報酬の8.3%加算			1月につき

(3) 交通費

サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、送迎にかかる交通費を次のとおり請求いたします。

- | | |
|-------------------------|------|
| ア) 事業所から、片道概ね15キロメートル未満 | 500円 |
| イ) 事業所から、片道概ね15キロメートル以上 | 700円 |

(4) キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

- ①前日午後5時までご連絡の場合

キャンセル料はいただけません。

- ②前日午後5時までご連絡のない場合

1 提供当たりの料金（10割負担）を請求させていただきます。

ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(5) その他

おむつ、リハビリパンツ等が必要な方は、持参して下さい。

6. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

上記に係る請求書は、利用月の翌月15日までにご利用者様あてにお届けします。

(2) 支払方法

利用料等のお支払いは、原則、ご利用者様指定口座からの自動振替となります。

口座振替日は、毎月27日となります。（27日が休日の場合は翌営業日）

※口座振込、現金でのお支払いについては事業所にご相談ください。

(3) その他

施設の利用料金は、介護保険負担割合証に記載されたご利用者様負担の割合に応じてご利用者様負担をお支払いいただきます（法定代理受領サービス）。

介護保険料の滞納等により、法定代理受領サービスが受けられない場合があります。その場合は、いつたん介護報酬に定められた額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険窓口に提出されると、払い戻しを受けることができます。

7. サービスの終了

(1) ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①ご利用者様が介護保健施設に入所した場合
- ②ご利用者様が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- ③ご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）、事業対象者又は要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます
- ④ご利用者様が死亡した場合

(4) その他

ご利用者様又はご家族様が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 個人情報の保護

- (1) 事業者、サービス従業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様およびそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者様の有する問題や解決すべき課題に対応するサービス担当者会議等において、情報を共有するために個人情報を用いることを、本契約をもって同意とみなします。

13. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の窓口

当センターのサービスに関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。
前記の相談窓口までお申し出ください。

- (2) その他の窓口

当事業所以外に県・国保連・市町村の介護保険担当課に苦情を伝えることができます。

【県・国保連】

- ①岩手県保健福祉部 019-629-5435 (長寿社会課)
②岩手県国民健康保険団体連合会 019-604-6700 (介護保険課)

【当事業所がサービスを提供する実施地域の市町村】

- ③金ケ崎町 0197-44-4560 (保健福祉センター)
④奥州市 0197-24-2111 (代表)
⑤北上市 0197-64-2111 (代表)

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人社団 創生会
所在地・電話 岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳27番地1
 理事長 上田 雅道 電話 0197-24-4148

事業内容 ① 医療法人社団創生会おとめがわ病院
 ② 水沢老人保健施設興生園
 ③ 興生園介護サービスセンター
 ④ 花憩庵クリニック
 ⑤ 花憩庵デイケアセンター
 ⑥ 花憩庵訪問看護ステーション
 ⑦ 花憩庵訪問介護センター

- ⑧ 花憩庵指定居宅介護支援事業所
- ⑨ 住宅型有料老人ホーム花憩庵

※岩手県内の事業のみ表示

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根谷来浦 4 6 番地 1

名 称 花憩庵デイケアセンター

説明者 氏 名 印

私は、本書面により事業者から通所リハビリテーションについての重要な事項の説明を受けました。

ご利用者様

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印